

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立舟入市民病院（以下「病院」という。）における廃プラスチック類の収集・運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）に関して、契約書及び広島市立病院機構委託契約約款 最低制限（単価 複数年契約用）（以下「約款」という。）等に定めるもののほか、必要事項等について定めるものとする。

2 発注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、病院から排出される廃プラスチック類（以下「廃棄物」という。）を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで適切に処理しなければならない。

(委託内容)

第2条 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

(2) 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

(業務内容)

第3条 受注者は、次の各号に掲げる事項に基づき、本業務を実施するものとする。

(1) 収集する回数及び場所

収集する回数及び場所は次に掲げるとおりとする。

ア 収集回数

原則として週1回以上、病院で廃棄物の収集を行うものとする。ただし、回収日が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の休日（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び本機構が定める休日（8月6日、12月29日から12月31日までの日、1月2日、1月3日）をいう。以下同じ。）にあたる場合は、別途発注者の指示による。なお、具体的な日時については、発注者と受注

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ア 業務実施にあたっては、予め発注者の承認した車両を使用しなければならない。
- イ 業務実施にあたっては、業務に従事する従業者名簿を予め発注者に提出しなければならない。現場責任者及び従業員に変更があった時もまた同様とする。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないように特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流失しないようにしなければならない。
- エ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、他の種類の廃棄物もしくは他施設の廃棄物との混載を起こさないようにしなければならない。
- オ 各年度3月分の業務にあつては、当該年度3月31日までに処分を完了することができるよう収集・運搬を行うものとする。

(実施報告書等)

第4条 約款第12条に定める委託業務実施報告書は、月間の業務実施報告書及び産業廃棄物管理票等の関係書類とする。

2 受注者は、前項に定める業務実施報告書等を翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。業務実施報告書は、発注者が指定した様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

3 受注者は、委託業務実施報告書にはマニフェストB2、D票を添付することとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第5条 発注者は、廃棄物の適正な処理のために、必要な情報を受注者に対して提供するものとする。

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対しその変更の内容及び程度を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

(再委託の条件)

第6条 受注者は、約款第4条第2項ただし書きにより再委託の承諾を得る場合は、法令の定める再委託の基準にしたがわなければならない。

(業務の一時停止)

第7条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処

理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(契約の解除後の処理)

第8条 契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬及び処分業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 前号の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。